

意見書案提出書

DV・ストーカー被害者支援の充実を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月24日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員	山本 哲
同	須田 こうへい
同	平野 みぎわ
同	阿部 将太郎
同	脇 礼子
同	田中 信次
同	藤代 ゆうや
同	あらい 絹世
同	しきだ 博昭
同	市川 よし子
同	佐々木 正行

DV・ストーカー被害者支援の充実を求める意見書（案）

近年、国内及び県内において、DVやストーカー事案が後を絶たず、悲惨な被害が繰り返されるなど、依然として深刻な社会問題となっている。

DV・ストーカー被害については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）といった関連法が存在するものの、児童虐待のような発見者に対する通報義務がなく、一時保護等の支援策や自立に向けた支援施設、加害者対応、支援に関わる民間団体に関する規定が不十分であるほか、男性被害者への支援策も乏しいといった課題がある。

また、これらの関連法は、各法の所掌範囲や目的が異なり、国、地方公共団体、警察、民間団体、市民の役割や具体的な連携方法が不明瞭で、被害者への支援が十分に機能しているとは言えない。

さらに、本県の女性相談支援員が受ける相談の約6割がDV・ストーカー被害に関する内容であるが、こうした相談に対応する中で、複合的な課題を抱えた事例が多く確認されている。このような状況を踏まえれば、DV・ストーカー被害者支援と、生活困窮や心身の不調など様々な困難な問題を抱える女性等への支援を、関係機関が緊密に連携して進めることが重要である。

よって国会及び政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 行政、警察、民間団体など多くの関係機関が緊密に連携し、DV・ストーカー被害者や困難な問題を抱える女性等を社会全体で支える普遍的な仕組み・体制を確立すること。
- 2 DV防止法、ストーカー規制法、女性支援法などの関連法を改正し、各関係機関の役割や連携方法を明確化するとともに、通報義務の付与、一時保護支援策及び自立支援施設の充実、すべての被害者への支援策を整備すること。
- 3 DV・ストーカー被害者が抱える複合的な課題に対応するため、生活困窮者支援、心身の健康支援等の包括的支援施策と被害者支援を一体的に推進する体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
国家公安委員会委員長		
警察庁長官		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月24日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員	山本 哲
同	須田 こうへい
同	平野 みぎわ
同	阿部 将太郎
同	脇 礼子
同	田中 信次
同	藤代 ゆうや
同	あらい 絹世
同	しきだ 博昭
同	市川 よし子
同	佐々木 正行

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

日本では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親の母乳を与えることができない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。

また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって国会及び政府は、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録施設の拡充を図るため、登録手続に対する報酬等を検討すること。
- 4 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時における登録の検討や助産院等での周知機会の拡大を進めること。
- 5 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長)	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
こども家庭庁長官		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

日本におけるキャッシュレス決済手数料の見直しと
中小事業者等への支援強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年3月24日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員	新堀史明
同	佐藤けいすけ
同	野内みつえ
同	田中洋次郎
同	神倉寛明
同	大山奈々子
同	谷口かずふみ
同	古賀照基
同	浦道健一
同	杉本透
同	梅沢裕之
同	松本清
同	小川久仁子

日本におけるキャッシュレス決済手数料の見直しと
中小事業者等への支援強化を求める意見書（案）

我が国のキャッシュレス決済比率は2024年に政府目標を上回る42.8%に達したものの、米国や中国、韓国等と比較すると依然として低い状況にある。特に店舗におけるキャッシュレス決済比率では国際的に後れを取っているのが現状である。

また、加盟店手数料については、米国やイギリス、EU諸国に比べて日本は高額であり、中小事業者等にとっては、端末導入費用や月額利用料の負担に加え、加盟店手数料の負担がキャッシュレス決済導入・継続の大きな障壁となっている。

キャッシュレス決済の普及は、事務負担の軽減、人手不足への対応、防犯性向上、経営の高度化、観光やインバウンドへの円滑な対応など多くのメリットをもたらすことから、その恩恵を中小事業者等が享受できる環境整備が必要である。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 クレジットカード等の加盟店手数料の実態把握・検証を進め、手数料の適正化・低廉化を図ること。また、必要に応じて、上限規制を設けるなど、手数料の抑制に向けた手法の導入を検討すること。
- 2 加盟店手数料の内訳開示を促進させ、中小事業者等が有利な条件を選択・交渉できる環境を整備し、負担軽減を図ること。
- 3 キャッシュレス決済インフラの標準化・相互接続性の向上を推進し、観光地や商店街等を重点エリアとして、自治体と連携したエリア単位のキャッシュレス化・DXを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

高校授業料無償化に伴う公立高校への抜本的支援を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月24日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員	菅原 あきひと
同	おざわ 良 央
同	吉 川 さとし
同	相 原 し ほ
同	お だ 幸 子
同	難 波 達 哉
同	片 桐 紀 子
同	すとう 天 信
同	木佐木 忠 晶
同	田村 ゆうすけ
同	岸 部 都
同	楠 梨恵子
同	小 島 健 一

高校授業料無償化に伴う公立高校への抜本的支援を求める意見書（案）

高校の授業料については、令和8年度から、高等学校等就学支援金制度が拡充され、公立高校に通う生徒には上限11万8,800円、私立高校に通う生徒には上限45万7,200円が、所得制限なく支給される予定であり、実質的な高校授業料無償化が実現する見通しである。

高校授業料無償化は、教育の機会均等や家庭の教育費負担の軽減などが目的であるが、一方で、公立高校と私立高校で実質的な授業料の差がほぼなくなることから、公立離れが加速し、公立高校の小規模化や再編統合が進むことで、地域によっては進学機会が制限されるおそれや、社会の存続に欠かせない人材を育成する工業高校や農業高校等への進学者が減少し、衰退しかねないなどの懸念がある。

公立高校が地域の教育機会を保障し、教育の質を確保し続けるためには、普通高校・専門高校を問わず、公立高校の魅力を高めるための多角的な施策が不可欠である。

よって国会及び政府は、高校授業料無償化に伴う公立離れなどの懸念を払拭するため、新たな財政支援制度の導入など、公立高校への支援を抜本的に拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

） 殿

神 奈 川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

沖縄辺野古新基地建設を中止し普天間飛行場の早期返還を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月24日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員 井坂新哉

同 大山奈々子

同 木佐木忠晶

沖縄辺野古新基地建設を中止し普天間飛行場の早期返還を求める意見書（案）

沖縄県民が幾度にもわたって反対を表明してきた沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設について、防衛省のホームページ「普天間飛行場代替施設について」にもあるように、日本政府は2013年に日米両政府が作成・公表した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（沖縄統合計画）」において、普天間飛行場の返還条件として8項目が示され、「普天間飛行場の固定化を避けるために辺野古移設が唯一の解決策である点についても、米側との間で累次にわたり確認して」と説明してきた。

さらに、2024年4月の日米首脳会談、日米安全保障協議委員会（「2+2」）及び日米防衛相会談において、普天間飛行場の可能な限り早期の全面返還に向けた辺野古における普天間飛行場代替施設の建設を含め、「沖縄統合計画」に基づく米軍再編計画を着実に進展させていくことを確認しており、したがって、辺野古移設完了後も、普天間飛行場が返還されないという状況は全く想定されないと説明してきた。

しかし、米国防総省が米政府監査院（GAO）に提出した公式回答では、新基地が完成しても別の長い滑走路を用意できない場合、普天間基地は返還されないとの見解を示していたことが判明した。2017年4月のGAO報告書は、普天間飛行場の滑走路が2,800メートルであるのに対して辺野古は1,800メートルしかなく、偶発的事態の際の「国連軍」の固定翼機などが利用できないと指摘し、沖縄県内で別の滑走路の使用の検討を求めている。

米国防総省は、GAOの指摘に同意し、「代替施設（辺野古新基地）は、固定翼機のための長い滑走路を有していない」、「現在、普天間基地で受け入れている統合部隊と国連軍は、キャンプ・シュワブ（辺野古新基地）で受け入れることはできない」として、「別の滑走路の選定は日本政府の責任であり、選定が終わるまで普天間基地は返還されない」と説明していることが報道されており、これまでの日本政府の説明とは大きな矛盾がある。

一方、沖縄防衛局は工期について2024年1月を起点に約9年3か月とし、軟弱地盤改良工事は約4年1か月としているが、現状の砂杭の打設ペースでは20年近くかかるとの指摘があり、大浦湾側の埋立ても進んでおらず、新基地建設全体では、これまで投入された埋立土砂は計画総量の約17%にすぎないと言われている。総工事費についても、政府は約9,300億円と説明してきたが、工事の進捗状況は2割弱にもかかわらず、既に総工事費の8割近くを使用している。

これらのことから、工事の破綻は明らかである。

軟弱地盤の工事で難航し、現時点で完成は見込めないばかりか、仮に完成しても米側が普天間飛行場を返還しない可能性が強まっている以上、工事を進める合理的理由は失われていると言える。

よって国会及び政府は、次のことを速やかに実施されるよう強く要望する。

- 1 米軍基地による沖縄県民の負担を拡大しないよう米国政府に強く申し入れるとともに、普天間飛行場の早期返還と基地負担の軽減に向け、あらゆる措置を講じること。
 - 2 普天間飛行場の返還条件が政府の説明と米国防総省の見解とでは食い違っていることについて、正確に説明すること。
 - 3 政府は辺野古以外の代替滑走路を検討しているのか、明らかにすること。
 - 4 沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設を直ちに中止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 参 内 総 外 防	議 閣 務 衛	院 総 務 衛	議 理 大 大 大	長 長 臣 臣 臣	） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

税財政構造の抜本的改革と消費税の恒久減税等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月24日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員 井坂新哉

同 大山奈々子

同 木佐木忠晶

税財政構造の抜本的改革と消費税の恒久減税等を求める意見書（案）

長引く物価高騰と実質賃金の低迷は、国民生活をかつてないほど疲弊させている。この事態を受け、先の衆議院議員総選挙においては、多くの主要政党が消費税減税を公約に掲げた。

これは、政治的立場を超えて「現在の消費税負担が、国民の購買力を奪い、日本経済の足かせになっている」という認識が共有されたことを意味するものである。

最大の問題は、国の財源構造そのものの歪みにあり、消費税導入からの36年間で、法人税や所得税は累進性が弱められ、大企業や富裕層の負担が軽減される一方で、その穴埋めとして逆進性の強い消費税が増税され続けてきた。この「税制の構造的な不公正」こそが、格差を拡大させ、内需を冷え込ませ、日本を「失われた30年」にした大きな要因の一つである。

また、インボイス制度は、地域経済を支える小規模事業者やフリーランスに過酷な事務負担と増税を強いており、税制としての公平性・中立性を著しく損なっている。

よって国会及び政府は、国民の暮らしを守り、持続可能な経済社会を構築するため、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 逆進性の強い消費税に過度に依存した現在の税財政構造を抜本的に改めること。「応能負担の原則」に基づく税制改革を行い、消費税に頼らない公正な社会保障財源を確保すること。
- 2 今後、議論がなされる消費税率の引下げについては、期限を区切らず恒久的に実施すること。
- 3 消費税の複数税率に伴う複雑な事務負担を解消し、小規模事業者やフリーランスの生業を守るため、インボイス制度を直ちに廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

中小企業・小規模事業者の賃上げ支援の強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月24日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員 井坂新哉

同 大山奈々子

同 木佐木忠晶

中小企業・小規模事業者の賃上げ支援の強化を求める意見書（案）

中小企業・小規模事業者は日本経済の根幹となっている。全国的には、中小企業・小規模事業者は企業の99.7%を占め、労働者の約7割が働いている。また、地域の持続的発展が大きな課題となっている中で、地域に根を下ろし、ものづくりやサービスの需要に応え、雇用を生み出している中小企業・小規模事業者の役割はますます大きくなっている。

直近のイラン情勢に伴う物価高、原油・原材料価格の高騰、急激な円安が中小企業・小規模事業者の経営に重大な困難を与えている。一方、人員不足による労働条件の改善や物価高騰に見合った賃金の引上げが求められ、最低賃金の引上げも進められている。

しかし、中小企業・小規模事業者の中には、十分な賃金の引上げを行うことができず、事業継続の危機を迎えている事業者も少なくない。

2025年12月に成立した国の補正予算では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューの一つに、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備が挙げられた。本県ではこのことに加え、県民要望や議会からの求めもあったことから、交付金を活用して中小企業・小規模事業者の賃上げ支援を行うこととした。

賃上げ支援は重要なことであるが、今回のように臨時交付金では従業員の賃上げの財源としては限度がある。

物価・原材料価格高騰を乗り越え、従業員の賃上げを今後も実施するためには、国の支援を恒常的なものにしていく必要がある。

2025年に日本商工会議所及び東京商工会議所が行った「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」でも、最低賃金の引上げに対応するために政府等に求める支援策として、「税・社会保険料負担等の軽減」が約8割となっている。

よって国会及び政府は、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 早急に最低賃金を時給1,500円に引き上げるとともに、中小企業・小規模事業者への賃上げ支援をセットで行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の社会保険料の事業主負担の軽減や支援を行うこと。
- 3 中小企業・小規模事業者が従業員の賃上げを実施する際の支援制度を恒常的な制度とするとともに、中小企業・小規模事業者の支援を抜本的に強化し、予算額を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		

神奈川県議会議長

決 議 案 提 出 書

多文化共生社会の実現により拉致問題の早期解決を図る決議案

上記決議案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

多文化共生社会の実現により拉致問題の早期解決を図る決議（案）

本県は、北朝鮮による日本人拉致問題が、わが国の主権及び国民の基本的人権を蹂躪する断じて許されざる暴挙であることを再確認し、全被害者の一刻も早い帰国を実現することが国家の重要な責務であると認識している。拉致被害者の方々の苦しみと帰国を待つ家族の悲しみは筆舌に尽くしがたいものがあり、家族の高齢化が進む中、解決には一刻の猶予も許されない。政府においては広報・啓発にとどまらず、拉致問題の早期解決に向けた包括的な外交交渉に踏み出すことが必要である。

一方で、日朝間の政治的緊張が長期化する中、日本国内で学ぶ朝鮮学校の生徒たちが、その出自や国際情勢を理由に教育機会の不利益を被り続けることは、国際人権条約の精神及び児童の権利保護の観点から看過し得ない課題である。

拉致問題の解決を日朝国交正常化の不可欠な要件とし、同時に多文化共生の精神に立って「政治と教育の分離」を確立するべきである。具体的には、朝鮮学校を高校無償化の対象とし信頼を醸成してこそ、北朝鮮当局による再調査の開始や生存者の特定といった具体的かつ誠実な進展につなぐことができる。

これにより、わが国が北朝鮮の一般市民や次世代と友好の立場にあることを明確に示し、膠着した外交交渉を人道的な側面から打開するとともに、将来の両国関係を担う若者たちが共生し得る環境を整備し、もって拉致問題を含む日朝間の諸懸案の包括的な解決へとつなげることが政府には求められている。

よって神奈川県議会として、多文化共生社会を確立することにより、拉致問題の早期解決に向けた取組を推進するよう努める。

以上のとおり決議する。

令和 年 月 日

神 奈 川 県 議 会

決 議 案 提 出 書

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための
広報啓発を推進する決議案

上記決議案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和 8 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	高 橋 延 幸
同	作山 ゆうすけ
同	吉 田 あつき
同	飯野 まさたけ
同	松 川 正二郎
同	渡 辺 紀 之
同	河 本 文 雄
同	内 田 みほこ
同	北 井 宏 昭
同	藤 井 深 介
同	森 正 明
同	松 崎 淳

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための
広報啓発を推進する決議（案）

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題であり、その解決のためには、一層の世論喚起が不可欠である。特に、若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要である。

本県では、拉致問題を風化させない取組として、高校や大学での拉致問題を考える特別授業、写真展、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会、ポスター・タペストリー・懸垂幕の掲出などを行っている。

拉致問題担当大臣と文部科学大臣は、令和5年4月に「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について（依頼）」を発出し、学校等においてこれまで以上に拉致問題に関する映像作品を活用するよう依頼している。

しかし、拉致問題に対する理解や関心が十分に広がっているとは言えず、拉致問題を知らない若い世代が増えている中、今後、拉致問題の風化が一層進んでいくことが懸念されている。

そのため、本県においても、アニメ「めぐみ」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」、電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」、拉致問題こども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」等の学校等での更なる活用や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への積極的な参加などを通じて、より一層拉致問題に対する理解を促進していくべきである。

よって神奈川県議会は、行政と一丸となって、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進し、更なる取組の充実を図っていく。

以上のとおり決議する。

令和 年 月 日

神 奈 川 県 議 会

決 議 案 提 出 書

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構への適切な移行に向けた
決議案

上記決議案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和 8 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	山 本 哲
同	須田 こうへい
同	平 野 みぎわ
同	阿 部 将太郎
同	脇 礼 子
同	田 中 信 次
同	藤 代 ゆうや
同	あらい 絹 世
同	しきだ 博 昭
同	市 川 よし子
同	佐々木 正 行

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構への適切な移行に向けた決議（案）

これまで県議会は、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設である県立中井やまゆり園を令和8年4月に地方独立行政法人神奈川県立福祉機構による運営に移行するとの方針を踏まえ、様々議論を重ねてきた。

しかしながら、移行が目前に迫った昨年末には、個別支援計画策定に当たって利用者の不参加が明らかになり、当事者目線から大きく逸脱した、あってはならない事態が発覚した。また、本来県が行うべき監査も行われず、その結果、多額の返還を行うこととなったことは、民間を監査する立場としてあるまじきことと厳しく断じざるを得ない。

利用者・家族が関与しない個別支援計画の策定は、当事者目線の障害福祉を掲げてきた県政の根幹を揺るがす重大な問題である。このことに加え、今年に入り、内部通報を通じて行われた調査結果においても、医薬品安全管理責任者の未設置など6項目で新たに法令違反及び不適切事項が認められた。同調査結果では、「内部通報の対象となった事案や個別支援計画の策定に当たり利用者を同席させなかった事案の経緯を見る限り、その理念と現実とのギャップに暗澹たる気持ちを抱かざるを得ない。」と厳しく指摘されるとともに、「内部通報を行った職員と他の職員との間に、心理的な亀裂があるような印象を強く受けた。」と指摘されており、このことは最終的には利用者の利益を損ねることにもつながりかねないとの懸念が示された。

さらに、地方独立行政法人に運営主体が移行することに対する利用者・家族への説明が不十分であったことや、事務棟の整備に当たって丁寧な報告も説明もなされていなかったことに加え、本来、整備費等についても、補正予算を計上し、議会で審議すべき事案であったにもかかわらず、議会への報告がなかったことは、断じて看過できるものではない。

よって神奈川県議会は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構への移行に当たっては、次の事項について、県が責任を持って対応することを強く求める。

- 1 県が掲げた「当事者目線の障害福祉」の政策目標の実現に向けて、職員全体で理念を共有し、研修体制を改善することで、利用者一人ひとりと向き合いながら着実に取組を進めること。
 - 2 利用者の権利擁護と安全確保を最優先に据え、移行後の運営体制についても県が責任を持って継続的に検証し、県としての関与の方針を文書で示すこと。
 - 3 十分な理解と納得が得られるまで、引き続き、利用者・家族への丁寧な説明を続け、誠実に対応すること。
 - 4 内部通報調査結果で指摘された通報者と他の職員間の心理的な亀裂を解消するとともに、改善に向けた自由闊達な意見交換が行われるためにも、風通しの良い職場環境の確立に努めること。
 - 5 予算執行や施設運営において透明性を確保した上で、運営状況について、議会への誠実かつ適切な説明と報告を継続的に行うとともに、監査を徹底すること。また、移行後1年以内に移行の効果と課題を総点検し、必要に応じて制度や運用を見直すこと。
- 以上のとおり決議する。

令和 年 月 日

神奈川県議会